

議案第83号

東部清掃施設組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成30年3月31日をもって、東部清掃施設組合を解散することについて議決を求める。

平成29年12月5日提出

南風原町長 城間俊安

（提案理由）

東部清掃施設組合を解散することについて協議したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、この案を提出するものである。